


栗津町内会の皆様へ

★ ごみの分別確認を!! ★

栗津町内会 保健衛生委員  
栗津町内会長 菅野 信成

収集されないゴミが発生しています。ゴミ出しルールの再確認を!!

下の写真は「剪定枝」として排出されたものです。

※木材や竹類、笹類、日よけのすだれ類も市では収集しません。

●**投棄された方へ!** 保険衛生員に後始末を押し付けるのですか?  
排出した方は、責任を持って正しく処理してください。

監視カメラで犯人を追跡しますか? (不法投棄は1千万円以下の罰金ですよ)

\*燃やすごみで処理してください (杭は半分に切断して)



注意; 6月から月木曜日の「燃やすごみ」は、指定袋以外は収集されません。  
以上。